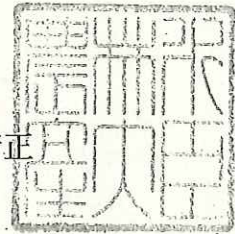


27消安第282号
平成27年4月21日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第9項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品の承認事項の一部変更（対象動物に牛を追加）を承認するに当たって、当該動物用医薬品が牛に投与された場合に選択される薬剤耐性菌

フロルフェニコールを有効成分とする牛の飼料添加剤及び豚の飲水添加剤
（フロロコール2%液）

